平成２９年（フ）第５０２号
千葉県船橋市高根台５丁目１番262棟403号
債務者　飯島美代子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４０号
千葉県浦安市富士見４丁目２番16号　ローズアパート（205）
債務者　桑山　絵美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４１号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区２棟102号
債務者　佐藤　秀夫
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５４２号
千葉市若葉区みつわ台５丁目１番79号　グリーンハイム102号
債務者　佐藤　恵子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５５号
千葉市中央区椿森５丁目４番17号　ヴィラマイン202号
債務者　内田百合子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５６０号
千葉県船橋市高根台５丁目１番262棟403号
債務者　飯島　史博
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２９号
兵庫県加古川市野口町二屋147番地の10
債務者　原　　玲奈
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４８号
兵庫県赤穂市黒崎町200番地　ヴィラオオニシ201
債務者　濵　ひでみ
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１００号
福岡県久留米市南２丁目４番８―12号
債務者　馬場志津穂
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０１号
福岡県久留米市津福本町448番地５　社会医療法人雪の聖母会　聖マリアヘルスケアセンター、住民票上の住所福岡県久留米市梅満町685番地２　甲斐田コーポ102号
債務者　楢原　亮二
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１００号
長崎県長崎市大手１丁目17番７号　三丸アパート101号室
債務者　鴨川由花梨
1　決定年月日時　平成29年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５号
仙台市青葉区下愛子字観音12番地の１　ソレアード愛子112
債務者　永沼　　俊
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４０号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目13番６号　パナハイツ泉202、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字館下50番地の１　レオパレス四軒丁103
債務者　青田　将伍
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地６号棟401、従前の住所仙台市宮城野区宮千代２丁目21番地の７コーポアベ101
債務者　守屋　　宏
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
秋田県由利本荘市岩城上蛇田字御所ノ前６番地
債務者　熊地麻由子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１７号
秋田県北秋田市下杉字田ノ沢14番地２
債務者　村上　大祐
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４０号
福島県いわき市好間町北好間字権現堂115番地の５
債務者　高橋美智子（旧姓藁谷）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
福島地方裁判所いわき支部